

株式会社JMC

目次

ごあいさつ	1
招集ご通知	
第25回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
招集ご通知提供書面	
事業報告	
1. 会社の現況	3
2. 株式の状況	13
3. 新株予約権等の状況	14
4. 会社役員の状況	21
5. 会計監査人の状況	24
6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制 の運用状況	24
7. 株式会社の支配に関する基本方針	29
計算書類	30
監査報告	39
議案 定款一部変更の件	43

第25回 定時株主総会 招集ご通知



ごあいさつ

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

平成28年11月29日に、おかげさまで当社は東京証券取引所マザーズに上場いたしました。株主のみなさまをはじめ、創業以来これまでご支援いただきましたみなさまに心から感謝申し上げます。

さて、平成28年12月期においては、過去最高の売上高を達成し、2期連続の増収を実現いたしました。これは、特に当社の主力事業である鑄造事業の売上が堅調に推移したことに起因しており、「デジタル化」「高精度化」「短納期」という同事業の優位性が市場に認知され、浸透してきた証しと考えております。

一方、もう一つの主力事業である3Dプリンター出力事業においても、現在業界で採用されているすべての工法の3Dプリンターを駆使し、幅広い業種のお取引企業様からいただいたご注文にスピーディーに対応している状況であり、同事業の拡大が今後ますます当社業績向上に寄与するものと確信しております。

また、3Dプリンター技術を応用し、医療分野においては、患者のCT・MRIデータを基にした頭蓋骨、下顎骨等の実態モデルの製作、あるいは医療機関・医療機器メーカー向けの臓器モデルの製作等を行っております。今後は、自社製品である「HEARTROID（ハートロイド）」の受注拡大を目指してまいります。

このような当社独自の応用技術を駆使して、新しい産業分野の顧客獲得を図り、より一層の業績向上を実現し、更にみなさまに信頼され、「ものづくり」を通じて広く社会に貢献できる企業を目指して、社員一同、日々精励してまいります所存でございます。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも、なお一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年3月

代表取締役社長
渡邊 大知

証券コード 5704
平成29年3月13日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番5号
株 式 会 社 J M C
代表取締役社長 渡 邊 大 知

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月28日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番15号
新横浜グレイスホテル 4階 シャーロット
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第25期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議 案 定款一部変更の件

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.jmc-rp.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。
 - 定時株主総会終了後、個人投資家様向け会社説明会を同会場にて開催する予定です。是非ご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - 定時株主総会にご出席いただきました株主様には、粗品を贈呈させていただく予定です。

(提供書面)

事業報告

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政府の経済政策や日本銀行の金融緩和政策を背景に企業収益や雇用情勢に改善が見られ緩やかながら回復基調で推移いたしました。一方で中国経済の減速をはじめとした海外景気の下振れ懸念や設備投資、個人消費の伸び悩みもあり、依然として経済環境は先行きが不透明な状況での一進一退の推移となりました。

このような経済環境下、当社は、自動車、精密機器、電気機器、航空宇宙、医療機器等の製造業を中心にコンシューマー、教育、医療、ヘルスケア等幅広い業種の試作品から最終製品づくりをトータルサポートする企業として、独自のポジションを確立し、平成28年11月29日に東京証券取引所マザーズへの株式上場を果たしました。その中核事業は、「3Dプリンター出力事業」と「 casting事業」であり、製品の品質はもとより、短納期化において優位性を発揮しております。

当事業年度は、2期連続の増収となり、過去最高の売上高1,477,760千円（前期比11.3%増）を達成いたしました。株式公開など、組織体制整備に積極的な投資を行ったため、販売費及び一般管理費は479,763千円（前期比26.1%増）となりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高1,477,760千円（前期比11.3%増）、営業利益139,664千円（前期比18.1%減）、経常利益172,374千円（前期比11.5%減）、当期純利益119,859千円（前期比3.4%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

● 3Dプリンター出力事業

3Dプリンター出力事業におきましては、WEBサイトのリニューアルや展示会での新規顧客獲得、既存顧客への積極的なアプローチに注力したものの、取引社数、販売件数は前事業年度と同程度となり、販売金額については、前事業年度の第1四半期に自動車向けの高額案件が集中した反動により減少いたしました。なお、医療分野においては、自社製品「HEARTROID」の新モデルをリリースしたことにより、販売金額が増加いたしました。

この結果、3Dプリンター出力事業の売上高は413,679千円（前期比11.5%減）、営業利益は98,554千円（前期比20.2%減）となりました。

● 鋳造事業

鋳造事業におきましては、品質検査機として産業用CTを導入したことにより、大手自動車メーカーからの直接受注が増加し、更には短納期対応が評価され産業機器メーカーからの直接受注も増加いたしました。また、自社の品質検査だけでなく、顧客の製品などの評価・測定を行うCTスキャンサービスの受注も増加し、販売金額及び販売件数が堅調に推移したほか、安定顧客からの大型案件も増加いたしました。

この結果、鋳造事業の売上高は1,064,080千円（前期比23.8%増）、営業利益は370,327千円（前期比22.5%増）となりました。

なお、当事業年度の販売実績を産業区分別に示すと次のとおりであります。

3Dプリンター出力事業

セグメント内産業区分	第25期 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)		
	販売件数 (件)	販売金額 (千円)	比率 (%)
輸送用機器	615	117,566	28.4
精密機器	804	56,298	13.6
機械	215	29,430	7.1
電気機器	77	9,566	2.3
その他製品	1,399	200,818	48.6
合計	3,110	413,679	100.0

鑄造事業

セグメント内産業区分	第25期 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)		
	販売件数 (件)	販売金額 (千円)	比率 (%)
輸送用機器	1,008	738,484	69.4
機械	312	215,749	20.3
電気機器	88	18,277	1.7
精密機器	23	3,836	0.4
その他製品	133	87,731	8.2
合計	1,564	1,064,080	100.0

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社が顧客より受注した試作品・鑄造品等に関して、想定される用途を産業区分に分類して集計しております。
3. 産業区分に関しては、証券コード評議会の定める業種別分類の中分類に従っております。
4. 3Dプリンター出力事業の「精密機器」の内、医療機器の製品が占める販売件数・販売金額は、666件・43,817千円となっております。また、3Dプリンター出力事業の販売金額の内、医療機器の製品が占める比率は、10.6%となっております。
5. 3Dプリンター出力事業の「その他製品」の内、医療臨床モデルが占める販売件数・販売金額は、269件・52,257千円となっております。また、3Dプリンター出力事業の販売金額の内、医療臨床モデルが占める比率は、12.6%となっております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は313,049千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当事業年度に完成した主要設備

 鑄造事業 コンセプトセンター

 エアフロー・ミキサー、検査装置、CNC旋盤2台の増設

 鑄造事業 本社工場

 検査装置の増設

 3Dプリンター出力事業 本社工場

 光造形機の増設

ロ. 当事業年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

 本社

 複合機、旧基幹システムソフトウェア、社用車

③ 資金調達の状況

 平成28年11月に、公募により97万株の時価発行（払込金額1株につき883.2円）、平成28年12月に第三者割当増資により15万株の時価発行（払込金額1株につき883.2円）を行い、989,184千円の資金調達をいたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

 該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

 該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

 該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (平成26年4月期)	第 23 期 (平成26年12月期)	第 24 期 (平成27年12月期)	第 25 期 (当事業年度) (平成28年12月期)
売 上 高 (千円)	826,581	643,713	1,327,176	1,477,760
経 常 利 益 (千円)	74,370	51,484	194,702	172,374
当 期 純 利 益 (千円)	35,399	20,007	124,093	119,859
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	37.95	21.69	83.85	75.73
総 資 産 (千円)	627,864	1,003,275	1,360,953	2,471,322
純 資 産 (千円)	238,001	581,208	705,302	1,814,345
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	154.55	392.71	476.56	697.83

(注) 1. 平成26年12月5日開催の臨時株主総会決議により、決算期を4月30日から12月31日に変更いたしました。従って第23期(平成26年12月期)は平成26年5月1日から平成26年12月31日までの8ヶ月間となっております。

2. 平成28年8月12日付で株式1株につき400株の株式分割を行っておりますが、第22期(平成26年4月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が、事業推進上重要課題と認識している点は、以下のとおりであります。

①グループ資源の融合・活用

近年の3Dプリンターに対する需要の拡大をきっかけに、金属を素材とした3Dプリンターによる造形が課題となっており、当社も取り組んでおりますが、黎明期であり、実用可能な段階には至っていない状況が続いております。これに対し、3Dプリンターと鋳造を事業として持つ当社の特色を生かし、今後、砂型鋳造で使われる木型を介さず、3Dプリンターでの鋳型を作製する砂型鋳造法を確立することで、金属鋳造への3Dプリンターの応用を進めていくことに取り組んでまいります。

②マグネシウム鋳造の受注拡大

当社は、素材の軽量化に寄与するマグネシウム鋳造に注力し始めております。自動車や航空宇宙分野においては、素材の軽量化はそのまま作製物の軽量化につながり、メーカーにとって重要な課題となっております。当社では、一般的なマグネシウム合金よりも強度等が優れている特殊マグネシウム合金(以下「MEL合金」という。)を製造しているMEL社(Magnesium Electron Ltd.英)と材料仕入に関するライセンス契約を平成24年3月に締結しており、同素材は、砂型鋳造法にのみ使用可能となっております。MEL合金は、F1用車両や軍事用輸送機など特殊分野への用途が広がっていることから、今後、MEL合金を含めたマグネシウム鋳造による受注拡大に努めてまいります。

③多種合金への展開

当社はこれまで砂型鋳造法の精度を高めることで、試作品から製品分野へ対応範囲を拡大してきましたが、さらに素材の面におきましても、顧客メーカーのニーズに応えるために、これまで使用してきたアルミニウム合金・マグネシウム合金に加えて、平成28年11月より鋳鉄の取扱いを開始いたしました。今後、鋳鋼・銅合金などの取扱いも検討いたします。また、アルミニウム、マグネシウムの中でも強度等が向上した新たな配合の同合金材料の採用により、さらに幅広い市場を開拓することに取り組んでまいります。

④産業用CTの事業化

当社は産業用高性能CTを導入し、現品そのものの内部構造を撮像・検査することによる品質検査に平成27年6月から取り組んでおります。また、これを応用してスキャンした物体の形状から三次元CADデータを得ることで、3Dプリンターでの試作品や砂型鋳造での木型の作製に応用する、ものづくりにおけるリバースエンジニアリングが可能となりました。

今後、産業用CTへのニーズが高まると考え、保有するCTの製造元であるGEセンシング&インスペクション・テクノロジーズ株式会社と業務提携し、平成29年4月より産業用高性能CTの販売業務を開始することにより、CT事業の受注拡大に努めてまいります。

⑤高付加価値分野への取り組み

当社はすでに世界最高峰の自動車レース（F1）に使用する部品など高付加価値分野の製品に携わっていますが、航空宇宙や船舶の分野など、さらに高品質かつ高付加価値な分野へ参入しようとしています。

大手メーカーの一次下請けとして安定した受注を継続することを目的に、航空宇宙分野向けにJISQ9100（注1）を平成27年7月に取得いたしました。さらに顧客ごとに要求される品質規格に耐え得るため、顧客ごとの検査基準の策定や作製ノウハウの共有を通して、検査体制の向上に取り組んでまいります。

（注）1. JISQ9100

JISQ9100は、ISO9001（製品やサービスの品質保証を通じて、顧客満足向上と品質マネジメントシステムの継続的な改善を実現する国際規格）をベースに航空宇宙産業特有の要求事項を織り込んだ、日本で制定された世界規準の品質マネジメント規格です。

⑥人材の確保、育成

変化する事業環境に最適な企業構造を保ちつつ、長期的な成長を担保するために、優秀な人材の確保、育成が急務であります。当社では、3Dプリンター出力事業と鋳造事業、また製造部門と営業部門を横断できるゼネラリスト型の人材と、製造業特有の技術・知識に長けた職人型の人材の両面の育成が課題であり、これらに関し中長期的視野で取り組んでまいります。

⑦ブランドの知名度向上

当社が完成品メーカーの単なる下請けではなく、3Dプリンターと鋳造工法による高品質なものづくりを行う対等なパートナーとして主体的に関わっていくためには、製品の品質やサービス等に裏付けられたコーポレートブランドを確立していくことが重要と考えております。そのため、営業活動におけるサービスや採用活動において、費用対効果を見極めながら広報宣伝やIR、PR活動を推進させることを課題と認識し、コーポレート・アイデンティティの構築とそのブランディングに取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成28年12月31日現在)

事業区分	事業内容
3Dプリンター出力事業	<p>3Dプリンター出力事業では、主に製品開発を行っている顧客に対して試作品を3Dプリンターで作製し、提供するサービスを行っております。当社が保有する3Dプリンターは、光造形方式8台、粉末焼結（ナイロン造形）方式4台、粉末固着（石膏造形）方式2台、インクジェット方式1台の合計15台と、現在業界で採用されているすべての工法を備えております。工法が多岐にわたることに加えて、当社では顧客への短納期化を実現するために、自社による見積データの解析・補正サービスや年中無休の稼働体制を敷いております。また、3Dプリンターでの作製後の各種後加工（塗装・染色・ネジ加工・アルミ真空蒸着・真空注型）も行っております。</p> <p>同事業においては、医療分野でも3Dプリンターによる製品の作製サービスを行っております。脳外科、口腔外科分野において、患者のCT・MRIデータから頭蓋骨や下顎骨のデータを作成し、3Dプリンターで実体モデルを作製しております。実体モデルは、手術前のシミュレーションや手術方法の説明等に利用されております。また、3Dプリンターと真空注型を組み合わせた独自の技術（特許番号5236103号）を保有しております。これは、臓器の複雑な形状を忠実に再現するため、型を3Dプリンターで作製し、シリコーンゴムなどの軟質材料を注入することで、軟質の臓器モデルを作製するものです。臓器モデルは医療機器の機能評価やカテーテルや内視鏡手術のトレーニングに利用されております。</p>

事業区分	事業内容
<p style="text-align: center;">鑄造事業</p>	<p>①砂型鑄造</p> <p>鑄造は、製品の形状を反転させた型に、鉄・銅・アルミニウム・マグネシウム等の溶かした金属を流し込み、製品を作製する工法になります。この時に用いる型を“鑄型（いがた）”と呼び、素材により金型・砂型・石膏型等、数種類に分けられ、当社では砂型鑄造法を採用しております。</p> <p>鑄造工法は、複数の工程から成っており、顧客から受領したCADデータから型データの作成、木型の作製、砂型の作製、鑄込み、仕上げ、熱処理、機械加工、検査を経て、製品が完成いたします。これまでの鑄造業界では、その各工程をそれぞれ別会社が営んでおり、工程間のデリバリー時間が発生することや、工程間の情報共有不足による不良品発生が問題となっております。当社も事業開始時は砂型の作製、鑄込み、仕上げ工程のみ自社で行っており、それ以外の工程を外部委託しておりましたが、顧客からの短納期や品質向上の要求に応えるためには、一貫した生産体制を構築する必要があり、1工程ずつ着実に内製化してきました。3Dプリンター出力事業と同様に、顧客からはコストよりも短納期が重視される傾向があるため、当社のスピードが付加価値となり、価格競争面で有利に働く要素となっております。</p> <p>当社の砂型鑄造は、金型を使用するダイカスト工法に近い品質を実現しております。それは、切削機械で木型を作製し、同業の砂型鑄造業者よりも細かい粒径の鑄物砂を使用しているからであります。また、組織の密度等鑄造品の物性において、ダイカスト工法よりも砂型鑄造が優れており、表面粗さと寸法精度が担保されれば、品質は砂型鑄造品が優ると考えております。</p> <p>②CTスキャンサービス</p> <p>当社では、国内で初めてGEセンシング&インスペクション・テクノロジーズ株式会社製の産業用高性能CTを3台導入しました。この装置は、自動車、航空宇宙、電力等の幅広い分野において品質検査を行う用途に最適化されており、当社の鑄造品の非破壊検査や三次元測定に活かされます。CTスキャン技術は、高い品質精度が求められる分野においては不可欠であり、製造規格やメーカー独自の品質検査レベルをクリアするために有効なものであります。</p>

(6) 主要な営業所及び工場 (平成28年12月31日現在)

名称	事業区分	場所
本 社	—	神奈川県横浜市港北区
本 社 工 場	3Dプリンター出力事業、鋳造事業	同上
コンセプトセンター	鋳造事業	長野県飯田市
テクニカルセンター	3Dプリンター出力事業	神奈川県横浜市都筑区

(7) 使用人の状況 (平成28年12月31日現在)

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
3Dプリンター出力事業	16 (2) 名	△2 (-)
鋳造事業	51 (-)	+21 (-)
全社 (共通)	15 (-)	+4 (-)
合 計	82 (2)	+23 (-)

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
飯 田 信 用 金 庫	120,000千円
横 浜 信 用 金 庫	24,146千円
株 式 会 社 阿 波 銀 行	16,570千円
株 式 会 社 静 岡 銀 行	5,491千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (平成28年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 5,920,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,600,000株
- (3) 株主数 2,086名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
渡邊大知	646千株	24.8%
鈴木浩之	238	9.1
日本証券金融株式会社	132	5.1
E E Iクリーンテック投資事業有限責任組合	100	3.8
株式会社 S B I 証券	96	3.7
渡邊商事株式会社	92	3.5
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	47	1.8
松井証券株式会社	42	1.6
楽天証券株式会社	40	1.5
J M C 従業員持株会	33	1.3

(注) 当社は、自己株式を保有していません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

第1回新株予約権 平成26年7月31日定時株主総会決議

	新株予約権発行時現在 (平成26年7月31日)	事業年度末現在 (平成28年12月31日)
新株予約権の数(個)	450 (注) 1	310 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	450 (注) 2	124,000 (注) 2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100,000 (注) 3	250 (注) 3、6
新株予約権の行使期間	自 平成28年7月31日 至 平成36年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100,000 資本組入額 50,000	発行価格 250 (注) 6 資本組入額 125
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を第三者に譲渡することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

役員 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	300個 120,000株 2名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名

(注) 1. 新株予約権の数並びに新株予約権の目的となる株式の数については、新株発行数から既に権利者による権利放棄の申し出があった株式の数を減じた数とする。

2. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、新株予約権発行時現在は1株、事業年度末現在は400株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権割当日後、当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の取得条項

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認されたときは、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権の割当てを受けた者が前項に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。ただし、この取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- ②新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- ③新株予約権の質入れその他一切の処分は認められない。

6. 平成28年7月15日開催の取締役会決議により、平成28年8月12日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。これによって、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権 平成27年3月27日定時株主総会決議

	新株予約権発行時現在 (平成27年3月31日)	事業年度末現在 (平成28年12月31日)
新株予約権の数(個)	220 (注) 1	117 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	220 (注) 2	46,800 (注) 2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400,000 (注) 3	1,000 (注) 3、6
新株予約権の行使期間	自 平成29年3月27日 至 平成37年3月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400,000 資本組入額 200,000	発行価格 1,000 (注) 6 資本組入額 500 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を第三者に譲渡することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

役員 保有 状況 の 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	33個 13,200株 2名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	20個 8,000株 1名

(注) 1. 新株予約権の数並びに新株予約権の目的となる株式の数については、新株発行数から既に権利者による権利放棄の申し出があった株式の数を減じた数とする。

2. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、新株予約権発行時現在は1株、事業年度末現在は400株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

3. 新株予約権割当日後、当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の取得条項

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認されたときは、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権の割当てを受けた者が前項に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。ただし、この取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

5. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
 - ②新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
 - ③新株予約権の質入れその他一切の処分は認められない。
6. 平成28年7月15日開催の取締役会決議により、平成28年8月12日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。これによって、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権 平成27年8月5日定時株主総会決議

	新株予約権発行時現在 (平成27年8月6日)	事業年度末現在 (平成28年12月31日)
新株予約権の数(個)	140	140
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140 (注) 1	56,000 (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400,000 (注) 2	1,000 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 平成29年8月6日 至 平成37年8月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400,000 資本組入額 200,000	発行価格 1,000 (注) 5 資本組入額 500 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を第三者に譲渡することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

役員 保有 状況 の 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	100個 40,000株 2名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	0個 0株 0名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	5個 2,000株 1名

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、新株予約権発行時現在は1株、事業年度末現在は400株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。

ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権割当日後、当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の取得条項

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認されたときは、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権の割当てを受けた者が前項に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。ただし、この取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
 - ②新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
 - ③新株予約権の質入れその他一切の処分は認められない。
5. 平成28年7月15日開催の取締役会決議により、平成28年8月12日付で普通株式1株につき400株の株式分割を行っております。これによって、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 邊 大 知	
専務取締役	鈴 木 浩 之	業務執行担当
取締役	森 谷 知 子	管理部門担当
取締役	山 崎 晴 太 郎	株式会社セイタロウデザイン 代表取締役
取締役	鈴 井 博 之	株式会社カンパニユラ 代表取締役
常勤監査役	山 下 芳 生	
監査役	村 田 真 一	兼子岩松法律事務所 弁護士 株式会社プラザクリエイト 社外監査役 シュッピン株式会社 社外取締役
監査役	関 根 修 一	

- (注) 1. 平成28年4月23日開催の臨時株主総会において、鈴木博之氏が社外取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役鈴木博之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役山下芳生氏、村田真一氏及び関根修一氏は、会社法第2条16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役鈴木博之氏は、上場投資法人の資産運用会社代表取締役を務めるなど、企業経営、財務及び会計に関する高い見識を有しているため、高い監督機能を期待できると判断しております。当社との間には、特記すべき利害関係はありません。
5. 常勤監査役山下芳生氏は、金融機関の支店長を歴任する等、金融法務に関して幅広い知見を有していることから、高い監督能力を期待できると判断しております。当社との間には、特記すべき利害関係はありませんが、同氏は当社株式800株、新株予約権25個(10,000株)を保有しております。
6. 監査役村田真一氏は、弁護士であり、金融商品取引法、会社法等、法律に関する専門的な知識を有しているため、法務に関して高い監督機能を期待できると判断しております。当社との間には、特記すべき利害関係はありません。
7. 監査役関根修一氏は、品質マネジメントシステム(I SO)主任審査員であり、製造業における品質保証に関する専門的な知識を有しているため、製品の品質保証に関して高い監督機能を期待できると判断しております。当社との間には、特記すべき利害関係はありません。
8. 当社は、鈴木博之氏、山下芳生氏、村田真一氏及び関根修一氏が株式会社東京証券取引所が確保を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役もしくは監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2)	97,250千円 (4,250)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	5,880 (5,880)
合 計 (うち社外役員)	9 (5)	103,130 (10,130)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成26年7月31日開催の第22回定時株主総会において、年額180百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成26年7月31日開催の第22回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役鈴木博之氏は、株式会社カンパニユラ代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

- ・監査役村田真一氏は、兼子岩松法律事務所弁護士、株式会社プラザクリエイト社外監査役及びシュッピン株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 鈴 井 博 之	平成28年4月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 山 下 芳 生	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融法務の専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 村 田 真 一	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に金融商品取引法、会社法等、法律に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 関 根 修 一	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。主に製品の品質保証に関する専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社が、有限責任 あずさ監査法人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、株式上場に係るアドバイザリー業務及び「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ 取締役は、JMC行動指針・コンプライアンス規程を通じて、当社における企業倫理意識の浸透に努めるとともに、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを、自ら率先垂範し、従業員へ周知徹底させる。
 - ロ 取締役及び使用人は、取締役会が定めた、組織規程、業務分掌規程、決裁権限規程等による役割と職務範囲に従い、当社の職務を執行する。
 - ハ 取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制確立に努め、コンプライアンスに関する規程の制定及びコンプライアンス体制に関する社内組織の設置、変更等について決定する。
 - ニ コンプライアンス推進責任者を代表取締役社長とし、推進委員長を管理担当取締役とする。
代表取締役社長及び管理担当取締役は、財務報告の信頼性と各事業・管理グループの業務執行の適切性を確保するために、内部統制システムの構築、運用及び改善を図るものとする。
 - ホ 各事業・管理グループは、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
 - ヘ 監査役は、当社のコンプライアンス状況及び内部統制システムを監視し、問題があると認めるときは、代表取締役社長及び管理担当取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。
 - ト 監査役は、監査の一環として、財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務遂行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。
 - チ 内部監査室は内部監査を計画し、各事業グループの業務を監査し、代表取締役社長及び取締役会に報告する。
 - リ 取締役及び使用人は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われる虞（おそれ）があることに気づいたときは、内部通報制度規程に基づき、速やかに社外の内部通報外部窓口（JMCコンプライアンス・ヘルプライン）に通知しなければならない。なお、通報内容は機密として守秘し、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。
 - ヌ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ 文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。
 - ロ 取締役及び監査役は、文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- リスク管理の推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、リスク管理規程に基づき、経営会議で議論し、当社全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。また、取締役会は、経営会議において特定されたリスクへの対応やその他必要な施策を実施する。不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする「リスク対策会議」を設置し、総括的な危機管理を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役の業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を原則毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ロ 取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を置く。
 - ハ 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、経営会議を原則毎月1回開催し業務執行に関わる意見交換等を行うとともに、取締役・監査役・その他検討事項に応じた責任者等が出席するマネージャー会議を原則毎月1回開催することにより、業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し慎重な意思決定を行う。
 - ニ 業務の運営・執行については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標の明確な設定、各事業・管理グループへの目標付与を行い、各グループにおいてはその目標達成に向けた具体策を立案・実行する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ 監査役は、監査役の補助使用人を、監査役会と協議のうえ、人選し配置できるものとする。
 - ロ 監査役の補助使用人は、取締役等の指揮命令は受けないものとする。

ハ 監査役の補助使用人の人事評価については、監査役の協議によって行い、人事異動、懲戒に関しては監査役会の事前の同意を得るものとする。

ニ 取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他コンプライアンス上の問題で、当社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合、監査役に直ちに報告するものとする。内部通報外部窓口（JMCコンプライアンス・ヘルプライン）に通報があった場合、管理担当取締役は、速やかに調査報告書の写しを監査役に交付する。

⑥ 上記⑤の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告をした者に対し、これを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、取締役はこれを周知徹底させる。

⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、監査費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用の支給を行うものとする。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査役は、職務遂行にあたり取締役会及び重要な会議に出席する。また、決裁申請書等、業務に関する重要な文書を閲覧することができる。

ロ 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

ハ 監査役は、定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

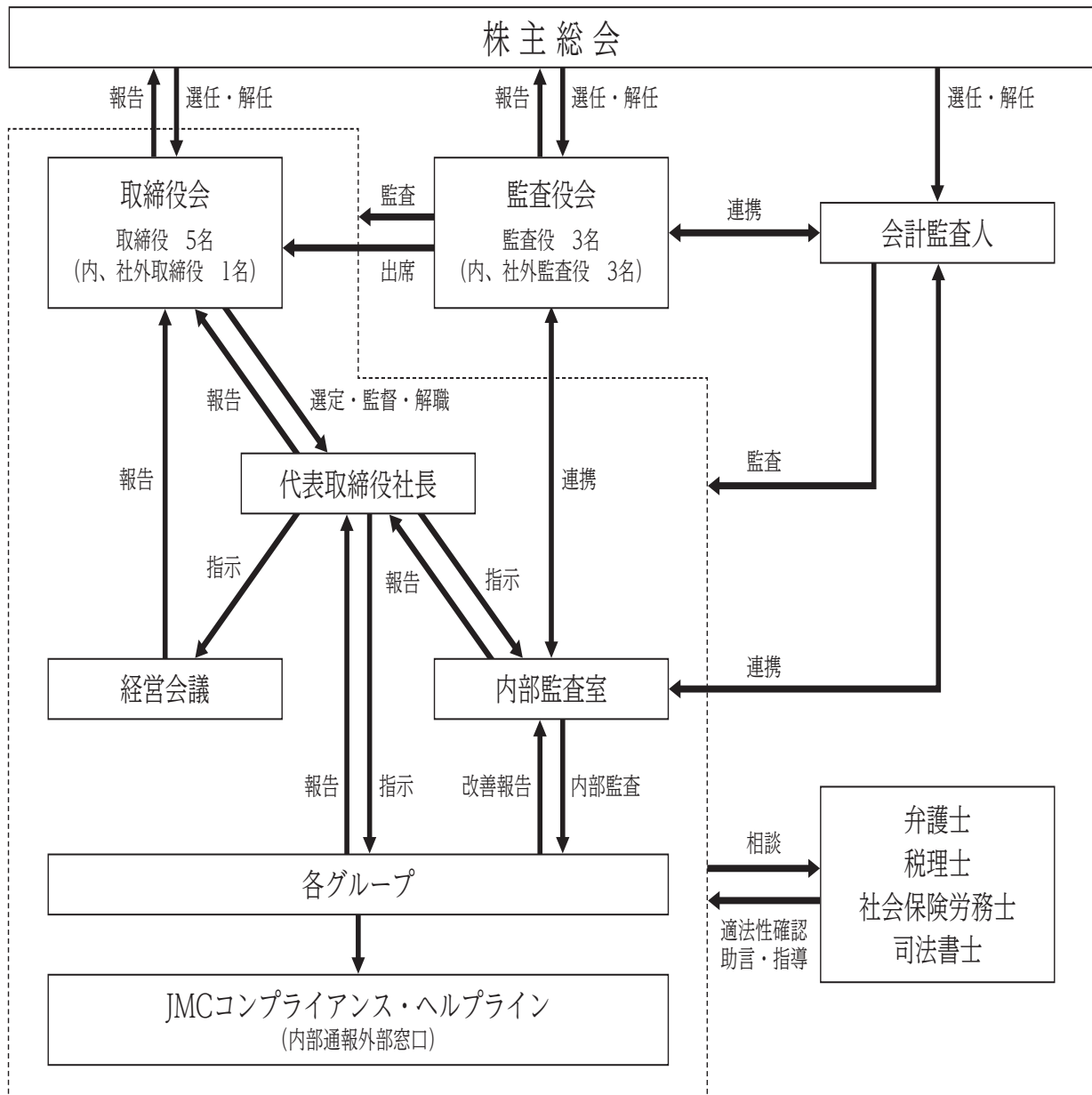
①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な成長、企業価値の向上に向け、経営意思決定の迅速化、適時情報開示等による経営の透明性の確保、経営の監督機能の強化等、コーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識し、体制の強化に努めております。

②企業統治の体制

a.コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、概ね以下のとおりであります。



b.企業統治の体制の概要

イ 取締役会

当社の取締役会は取締役5名（社外取締役1名を含む。（男性4名・女性1名））で構成されており、原則月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、監査役の出席の下、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議し、業務執行についての意思決定を行っております。

代表取締役社長は取締役会の議長として取締役会を統括するとともに、取締役会の決議を執行し、当社の業務全般を統括しております。

ロ 監査役会

当社の監査役会は、社外監査役3名（男性3名）で構成されており、毎月1回定時監査役会を開催し、事業環境の状況把握及び意思決定のプロセスについて監視しております。また、各監査役は取締役会に出席し、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、経営の妥当性、効率性及び公正性等に関する助言や提言を行うとともに、取締役会の意思決定の過程及び業務執行状況について監査できる体制をとっております。

ハ 経営会議

当社は、業務執行取締役をもって構成される経営会議を設置しており、原則月1回開催しております。なお、業務執行取締役ではない取締役も出席し意見を述べております。経営会議は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、取締役会に付議すべき事項、全般的業務執行方針に関する事項及びリスク管理に関する事項を協議しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,617,864	流動負債	419,345
現金及び預金	1,219,846	買掛金	67,615
受取手形	85,576	短期借入金	120,000
売掛金	208,131	1年内返済予定の 長期借入金	28,582
仕掛品	11,011	リース債務	52,370
原材料及び貯蔵品	65,588	未払金	94,049
前払費用	21,591	未払費用	1,260
繰延税金資産	2,816	未払法人税等	14,695
未収還付法人税等	3,857	未払消費税等	30,211
その他	33	前受金	4,886
貸倒引当金	△588	預り金	4,396
固定資産	853,457	製品保証引当金	1,279
有形固定資産	775,601	固定負債	237,630
建物	280,497	長期借入金	17,625
構築物	1,821	リース債務	176,335
機械及び装置	149,509	繰延税金負債	8,441
車両運搬具	6,703	資産除去債務	28,206
工具、器具及び備品	14,142	その他	7,022
土地	116,456		
リース資産	200,383	負債合計	656,976
建設仮勘定	6,087	(純資産の部)	
無形固定資産	37,183	株主資本	1,814,345
ソフトウェア	26,012	資本金	757,592
リース資産	10,960	資本剰余金	744,592
その他	210	資本準備金	744,592
投資その他の資産	40,672	利益剰余金	312,161
出資金	20	利益準備金	1,894
破産更生債権等	295	その他利益剰余金	
長期前払費用	2,784	圧縮積立金	7,062
その他	37,867	特別償却準備金	8,713
貸倒引当金	△295	繰越利益剰余金	294,492
資産合計	2,471,322	純資産合計	1,814,345
		負債純資産合計	2,471,322

損益計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,477,760
売 上 原 価		858,331
売 上 総 利 益		619,428
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		479,763
営 業 利 益		139,664
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	31	
補 助 金 収 入	12,631	
業 務 受 託 料 収 入	18,742	
保 険 解 約 返 戻 金	31,727	
そ の 他	625	63,758
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,795	
株 式 公 開 費 用	24,534	
そ の 他	718	31,048
経 常 利 益		172,374
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,751	3,751
税 引 前 当 期 純 利 益		168,622
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	45,536	
法 人 税 等 調 整 額	3,227	48,763
当 期 純 利 益		119,859

株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計	純 資 産 合 計
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金						
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					圧 縮 積 立 金	特別償却 準 備 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	263,000	250,000	250,000	1,894	2,840	12,957	174,610	192,302	705,302	705,302
当 期 変 動 額										
圧縮積立金の積立					5,782		△5,782	-	-	-
圧縮積立金の取崩					△1,560		1,560	-	-	-
特別償却準備金の 取 崩						△4,244	4,244	-	-	-
新 株 の 発 行	494,592	494,592	494,592						989,184	989,184
当 期 純 利 益							119,859	119,859	119,859	119,859
当 期 変 動 額 合 計	494,592	494,592	494,592	-	4,221	△4,244	119,881	119,859	1,109,043	1,109,043
当 期 末 残 高	757,592	744,592	744,592	1,894	7,062	8,713	294,492	312,161	1,814,345	1,814,345

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～38年
構築物	7年～15年
機械及び装置	2年～12年
車両運搬具	3年～6年
工具、器具及び備品	2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 製品保証引当金 製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき必要額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(1) 企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(2) 平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

403,748千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	3千株	2,596千株	一千株	2,600千株

(注) 1. 当社は平成28年8月12日付で1株につき400株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式数の増加2,596,300株は、株式分割による増加1,476,300株、公募による新株の発行970,000株及び第三者割当増資による新株の発行150,000株によるものであります。

(2) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 124千株

6. リース取引に係る注記

ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

主として生産設備であります。

② 無形固定資産

主としてソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、計画的かつ効率的な運用と調達を実現し、財務費用の低減と財政基盤の強化を図ることを目的としており、資金運用については、元本リスクのないものを中心として短期的な預金等に限定し、また資金調達については、銀行等金融機関からの借入による方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、リース債務、未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金調達(主に長期)を目的としたのものであり、償還日は最長で決算日後3年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、管理グループが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性のリスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	1,219,846千円	1,219,846千円	－千円
② 受取手形	85,576	85,576	－
③ 売掛金	208,131	208,131	－
④ 買掛金	(67,615)	(67,615)	－
⑤ 短期借入金	(120,000)	(120,000)	－
⑥ 1年内返済予定の長期借入金	(28,582)	(28,582)	－
⑦ リース債務（流動負債）	(52,370)	(52,370)	－
⑧ 未払金	(94,049)	(94,049)	－
⑨ 長期借入金	(17,625)	(17,524)	△100
⑩ リース債務（固定負債）	(176,335)	(169,359)	△6,976

(注1) 負債に計上されているものは () で表示しております。

(注2) 金融商品の時価の算定方法

- ①現金及び預金、②受取手形、③売掛金、④買掛金、⑤短期借入金、⑥1年内返済予定の長期借入金、⑦リース債務(流動負債)、⑧未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- ⑨長期借入金、⑩リース債務(固定負債)

これらの時価は、元利金合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成28年12月31日)
出資金	20

出資金については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,219,846	—	—	—
受取手形	85,576	—	—	—
売掛金	208,131	—	—	—

(注5) 借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	120,000	—	—	—	—	—
長期借入金	28,582	12,012	5,613	—	—	—
リース債務	52,370	53,224	54,097	50,855	12,536	5,621

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,226千円
減価償却超過額	3,966千円
一括償却資産	742千円
資産除去債務	8,560千円
その他	993千円
繰延税金資産小計	16,489千円
評価性引当額	△8,650千円
繰延税金資産合計	7,839千円
繰延税金負債	
資産除去債務	6,295千円
圧縮積立金	3,063千円
特別償却準備金	3,790千円
その他	313千円
繰延税金負債合計	13,464千円
繰延税金資産の純額	△5,625千円

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 697円83銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 75円73銭 |

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

10. 重要な後発事項に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月13日

株式会社 JMC
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 博 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 俊哉 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社JMCの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月13日

株式会社 J M C 監査役会
常勤社外監査役 山下 芳生 (印)
社外監査役 村田 真一 (印)
社外監査役 関根 修一 (印)

以上

株主総会参考書類

議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 新事業として産業用CTの販売事業を開始するため、第2条に定める事業の目的の追加を行うものであります。

(2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会決議によって法令の定める範囲内で責任を一部免除することができる旨の規定を新設するとともにこれに伴う条数の変更を行うものであります。

なお、変更案第31条（取締役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 付加製造業</p> <p>2. 鋳造業</p> <p>3. 検査受託業</p> <p>4. 医療用シミュレーター及びトレーニングキットの開発、企画、製造及び販売 (新設)</p> <p>5. ビジネスに関するセミナー及びワークショップの企画及び開催</p> <p>6. 上記各号に付帯する一切の業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 付加製造業</p> <p>2. 鋳造業</p> <p>3. 検査受託業</p> <p>4. 医療用シミュレーター及びトレーニングキットの開発、企画、製造及び販売</p> <p>5. <u>CT、3Dプリンターその他各種商品、各種サービスの販売及びその代理、媒介</u></p> <p>6. <u>ビジネスに関するセミナー及びワークショップの企画及び開催</u></p> <p>7. 上記各号に付帯する一切の業務</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第31条～第48条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第31条 <u>当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、会社法第426条第1項の規定により、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が規定する額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第32条～第49条 (現行どおり)</p>

以 上

株主メモ

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日 (株主を確定する日)	定時株主総会 : 12月31日 期末配当金 : 12月31日 中間配当金 : 6月30日
1単元の株式数	100株
公告の方法	電子公告により行います。 公告掲載URL http://www.jmc-rp.co.jp/ir/
株主名簿管理人 特別口座の管理機関	三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	〒100-8233 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
お問い合わせ	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL : 0120-782-031 (フリーダイヤル)

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場： 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番15号
新横浜グレイスホテル 4階 シャーロット
TEL 045-474-5111



交通 JR各線・市営地下鉄 新横浜駅より徒歩3分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。